



金沢市公報

第2540号の2

平成19年(2007年)1月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
○自転車等の撤去及び保管について ()	2
○地縁による団体の認可について (市民参画課)	3
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について (障害福祉課)	3
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定の辞退について ()	4
○障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支 援医療機関として担当すべき医療の種類	

定について ()	4
○障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定の辞退について ()	6
○結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定について (地域保健課)	7
○結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定の辞退について ()	7
● 公 告	
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	7
● 監査公表	
○監査公表 (第1号-第3号) (監査事務局)	8

告 示

●金沢市告示第2号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したの
で、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年1月11日

金沢市長 山 出 保

- 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
 金沢市営みどり一丁目バス停前自転車駐車場
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 金沢市営香林坊自転車駐車場
 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場

- 2 保管自転車等の台数
 自転車 176台
 原動機付自転車 0台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成18年12月1日から同月28日まで
- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市広坂1丁目9番16号
 財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所
 日時 平成19年1月11日から19年7月11日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市昭和町633番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第3号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年1月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	原動機付自転車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	16台
	原動機付自転車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
	原動機付自転車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
泉3丁目地内	自 転 車	2台
大額3丁目地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	2台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
広坂2丁目地内	自 転 車	5台
本多町3丁目地内	自 転 車	1台
十一屋町地内	自 転 車	3台
菊川1丁目地内	自 転 車	1台
涌波1丁目地内	原動機付自転車	1台
笠舞2丁目地内	自 転 車	1台
末町地内	自 転 車	3台
大野町7丁目地内	自 転 車	1台
粟崎町地内	自 転 車	2台
北塚東地内	自 転 車	1台
下堤町地内	自 転 車	2台
安江町地内	自 転 車	2台

- 2 自転車等を撤去した日
平成18年12月1日から同月28日まで
- 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成19年1月11日から19年7月11日まで
 - (2) 場所
金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年1月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 名称
牧山町町会
- 2 規約に定める目的
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域
牧山町全域
- 4 事務所
金沢市牧山町チ81番地
- 5 代表者の氏名及び住所
坂井 幸三 金沢市牧山町チ81番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
 - (1) 民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定による解散
 - (2) 総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成19年1月11日

●金沢市告示第5号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成19年1月11日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	整形外科	田中 嘉雅	平成18年12月27日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	耳鼻咽喉科	荒館 宏	平成18年12月27日
石川勤労者医療協会 城北病院	金沢市京町20番3号	内科	笛吹 亘	平成18年12月27日
石川勤労者医療協会 城北病院	金沢市京町20番3号	リハビリテーション科	笛吹 亘	平成18年12月27日
小森耳鼻咽喉科医院	金沢市橋場町3番9号	耳鼻咽喉科	北 桂子	平成18年12月27日

●金沢市告示第6号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の規定により告示します。

平成19年1月11日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
小森耳鼻咽喉科医院	金沢市橋場町3番9号	耳鼻咽喉科	小森 弘	平成12年2月8日
金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	整形外科	青木 信之	平成18年9月30日
石川勤労者医療協会 城北病院	金沢市京町20番3号	内科	岩瀬 俊郎	平成18年9月30日

●金沢市告示第7号

障害者自立支援法第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として次の医療機関の担当すべき医療の種類を指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成19年1月11日

金沢市長 山 出 保

1

名 称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	整形外科に関する医療	平成19年1月1日
スター矯正歯科・歯科	金沢市有松2丁目16番1号	歯科矯正に関する医療	平成19年1月1日

2

名 称	所在地	開設者	代表取締役	指定年月日
シメノドラッグ安原薬局	金沢市上安原町137街区16	株式会社 示野薬局	示野 義和	平成19年1月1日
泉野出町らいふ薬局	金沢市泉野出町1丁目19番25号	株式会社 ナチュラルライフ	竹原 稔	平成19年1月1日
株式会社オカダ薬局西金沢店	金沢市西金沢5丁目321番地	株式会社 岡田薬局	岡田 全治	平成19年1月1日
さくらい薬局	金沢市金石東1丁目4番38号		櫻井 成克	平成19年1月1日
ササキ薬局	金沢市間明町1丁目342番地1		篠木 俊憲	平成19年1月1日
島田薬局	金沢市藤江南3丁目168番地12	有限会社 くすりのシマダ	島田 勝成	平成19年1月1日
シメノドラッグ金石薬局	金沢市金石本町口14番地1	株式会社 示野薬局	示野 義和	平成19年1月1日
新生堂薬局	金沢市法光寺町138		村田 世里子	平成19年1月1日
スクエア香林坊あおぞら薬局	金沢市香林坊2丁目8番15号	グランファルマ株式会社	柴田 剛介	平成19年1月1日
すずらん薬局	金沢市長町1丁目9番1号	有限会社 すずらん	西村 忠雄	平成19年1月1日
済美会薬局	金沢市石引1丁目8番10号	財団法人 済美会	理事長 波多野 省三	平成19年1月1日
センチュリー薬局	金沢市石引4丁目1番9号	株式会社 フロンティア	代表取締役 大西 且祐	平成19年1月1日

高尾コメヤ薬局	金沢市高尾南3丁目17番地	株式会社 コメヤ薬局	代表取締役 長基 健司	平成19年 1月1日
たかやま薬局	金沢市末町19の67番地		高山 静子	平成19年 1月1日
竹森薬局	金沢市木倉町7番6号	有限会社 竹森薬局	代表取締役 竹森 平八	平成19年 1月1日
田中屋薬局	金沢市堀川町10番5号	株式会社 メディ	代表取締役 田中 千隼	平成19年 1月1日
玉川町薬局	金沢市玉川町16番5号	有限会社 装健	代表取締役 橋本 篤子	平成19年 1月1日
徳久薬局	金沢市野町4丁目6番11号		徳久 和夫	平成19年 1月1日
とくひさ中央薬局	金沢市野町1丁目3番64号	有限会社 とくひさ	代表取締役 徳久 宏子	平成19年 1月1日
トモコ薬局	金沢市笠舞3丁目2番30号	有限会社トモコ・メディカル・エージェンシー	取締役 船崎 外茂子	平成19年 1月1日
中森全快堂額乙丸薬局	金沢市額乙丸町口131番地	株式会社 中森全快堂	代表取締役 中森 慶滋	平成19年 1月1日
野町薬局	金沢市野町2丁目4番11号	石川県保険薬局協同組合		平成19年 1月1日
有限会社 能村薬局	金沢市西町藪ノ内通り27	有限会社 能村薬局	代表取締役 能村 明文	平成19年 1月1日
野村健美堂薬局	金沢市北塚町西476番地2		野村 千秋	平成19年 1月1日
橋場町あおぞら薬局	金沢市橋場町3番15号	グランファルマ株式会社	代表取締役 柴田 剛介	平成19年 1月1日
はあと薬局	金沢市古府1丁目125番地		赤丸 邦夫	平成19年 1月1日
はやし薬局	金沢市金石本町ニ7		林 智明	平成19年 1月1日
久安コメヤ薬局	金沢市久安2丁目235番地	株式会社 コメヤ薬局	代表取締役 長基 健司	平成19年 1月1日
福江薬局	金沢市片町1丁目8番19号		福江 暘	平成19年 1月1日
フラワー薬局	金沢市馬替2丁目155番地4	有限会社 いわ木	代表取締役 岩木 伸明	平成19年 1月1日
プリスケア薬局	金沢市窟4丁目506番地	株式会社 コメヤ薬局	代表取締役 長基 健司	平成19年 1月1日
平和町薬局	金沢市平和町3丁目7番2号	株式会社 メディ	代表取締役 田中 千隼	平成19年 1月1日
ペンギン堂薬局	金沢市本多町3丁目10番15号		北 伸子	平成19年 1月1日
北陸大学附属ほがらか薬局	金沢市金川町ホ3番地	学校法人北陸大学	理事長 北元 喜朗	平成19年 1月1日
北陸薬局	金沢市神谷内町ハ23番5		三浦 智子	平成19年 1月1日
ホンダ薬局	金沢市千日町7番2号	株式会社 本多	代表取締役 本多 達夫	平成19年 1月1日

マルサンスター薬局	金沢市石引1丁目7番16号		小坂 美樹子	平成19年 1月1日
ムライ薬局	金沢市此花町3番2号ライブ1ビル1階		村井 裕大	平成19年 1月1日
メディ菊川薬局	金沢市菊川1丁目17番15号	株式会社 メディ	代表取締役 田中 千隼	平成19年 1月1日
メロディ薬局	金沢市大豆田本町口37番地		金谷 馨嗣	平成19年 1月1日
やち薬局	金沢市弥勒町ハ1番地1	合資会社 やち薬局	無限責任社員 谷内 庸一郎	平成19年 1月1日
合名会社 吉野薬局	金沢市石引2丁目6番5号	合名会社 吉野薬局	代表社員 吉野 博之	平成19年 1月1日
ラン薬局	金沢市駅西本町6丁目14番5号	有限会社 アカシア	代表取締役 中島 正憲	平成19年 1月1日
リンゴ薬局	金沢市藤江北4丁目235番	有限会社 タブレル	代表取締役 浅岡 一裕	平成19年 1月1日
若草薬局	金沢市若草町8番26号		手取屋 瑞子	平成19年 1月1日
若林光生堂薬局	金沢市円光寺2丁目6番7号		若林 玲子	平成19年 1月1日
ワカバ薬局	金沢市西金沢3丁目1番地2		安田 一朗	平成19年 1月1日
若葉らいふ薬局	金沢市沖町ニ31	株式会社 ナチュラルライフ	代表取締役 竹原 稔	平成19年 1月1日
綿谷小作薬局	金沢市東山1丁目2番2号		綿谷 小作	平成19年 1月1日

3

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人やすらぎ福祉会 理事長 佐藤 清	金沢市上荒屋 1丁目39番地	訪問看護ステーションあて	金沢市大豆田本町甲 278 清和ビル2階	平成19年1月1日
財団法人金沢総合健康センター 訪問看護ステーション 理事長 須野原 雄	金沢市大手町 3番23号	財団法人金沢総合健康センター 訪問看護ステーション	金沢市大手町 3番23号	平成19年1月1日
財団法人金沢総合健康センター 訪問看護ステーション・泉野 理事長 須野原 雄	金沢市泉野町 6丁目15番5号	財団法人金沢総合健康センター 訪問看護ステーション・泉野	金沢市泉野町 6丁目15番5号	平成19年1月1日

●金沢市告示第8号

障害者自立支援法第65条の規定により、次の医療機関から同法第59条第1項により指定された指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

平成19年1月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
金沢たんぼ薬局	金沢市平和町3丁目3番8号	たんぼ薬局株式会社 代表取締役 星谷 卓男	平成18年11月30日

●金沢市告示第9号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成19年1月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
花園医院	金沢市今町ホ39番地	医療法人社団 花園会 理事長 木下 勝	平成19年1月1日

●金沢市告示第10号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申し出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成19年1月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
多留内科クリニック	金沢市若草町5番12号	多 留 淳 文	平成18年12月31日
花園医院	金沢市今町ホ39番地	木 下 勝	平成18年12月31日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成19年1月11日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市湊2丁目140番	金沢市長田2丁目8番28号 能 美 秋
金沢市鞍月5丁目148番から150番まで及び162番から165番まで	東京都台東区上野7丁目14番4号 大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂 倉 正 宏
金沢市長坂3丁目517番1及び518番から520番まで	愛知県名古屋市中区錦2丁目4番11号 株式会社ローソン中部ローソン支社 支社長 水 野 隆 喜
金沢市諸江町中丁149番	金沢市諸江町上丁115番地 番 匠 勝 之

2

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市長坂町ヲ202番から205番まで及び222番から224番まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市所管の法定外公共物の一部 水路 金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市本町2丁目4番21号 灯明寺 代表役員 永江 芳教

金沢市南森本町ニ45番3から45番11まで、48番4、58番2、59番1から59番4まで、61番1から61番9まで、63番6から63番9まで、65番1及び65番3から65番13まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市南森本町ニ45番3、45番4、48番4、58番2、59番4、61番9、63番6から63番9まで、65番1及び65番13並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 公園 金沢市南森本町ニ59番3 水路 金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市八日市2丁目656番地 株式会社 アド・ホーム 代表取締役 能村 徹
金沢市法光寺町189番1から189番6まで及び190番1	道路 金沢市法光寺町189番1及び190番1	金沢市高尾台4丁目172番地 株式会社 コスモシティ 代表取締役 有澤 峯生
金沢市近岡町35番1から35番6まで及び191番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市近岡町35番5及び191番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 農道 金沢市近岡町35番6	金沢市神田2丁目12番16号 株式会社 エム・ティ・エステート 代表取締役 松井 利文 金沢市諸江町中丁293番地3 株式会社 クレストホーム 代表取締役 山下 彰賢
金沢市諸江町下丁342番1及び342番3から342番6まで	道路 金沢市諸江町下丁342番4	金沢市泉野町1丁目9番9号 中央土地建物株式会社 代表取締役 高澤 和浩

監 査 公 表

●金沢市監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した財務事務監査及び行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成19年1月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江	啓	

- 1 監査の対象局課
都市整備局 緑と花の課・道路管理課
- 2 監査を執行した監査委員
山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江 啓
- 3 監査の範囲
平成18年度の事務事業(ただし、必要と認められた平成17年度以前の事務事業を含む。)
- 4 監査の期間
平成18年10月16日から同年12月25日まで
- 5 監査の対象項目
 - (1) 行政監査項目
公園・緑地の維持管理について
 - (2) 財務事務監査項目
行政監査項目に関する財務事務

6 監査の方法

公園・緑地の維持管理が効率的かつ効果的に行われているかどうか、また、その財務事務が適正かつ経済的に執行されているかを主眼において、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係帳票類の照合、通査及び関係職員から説明を聴取するとともに、公園・緑地の管理状況等についての実査により監査を行った。

(1) 監査の対象

公園・緑地の維持管理が適切に行われているかを監査の対象とした。

(2) 監査の着眼点

- ア 効率的かつ効果的な管理体制が整備されているか。
- イ 維持管理は安全管理を含め、適切に行われているか。
- ウ 維持管理における市民との協働が推進されているか。
- エ 維持管理に関する財務事務は適正かつ経済的に執行されているか。

(3) 主な監査資料

支出負担行為伺書、都市公園台帳、要望（連絡）処理表

7 監査の結果

次のとおりである。

都市整備局 緑と花の課 道路管理課

公園・緑地の維持管理について

1 公園・緑地の現況

平成18年9月末現在、緑と花の課が管理する公園は、次のとおり711か所、約2,788haとなっている。その内訳をみると公園数及び面積は毎年度増加しており、とりわけ市民の一番身近にある街区公園が土地区画整理事業等により新設され増加している。

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		
	公園数	面積 (m ²)	公園数	面積 (m ²)	公園数	面積 (m ²)	
1 都市公園	487	2,345,736.27	495	2,363,553.46	495	2,363,553.46	
住区 基幹 公園	街区公園	384	904,609.66	391	920,068.28	391	920,068.28
	近隣公園	15	215,283.01	15	215,283.01	15	215,283.01
	地区公園	1	30,153.90	1	30,153.90	1	30,153.90
都市 基幹 公園	総合公園	1	673,394.80	1	673,394.80	1	673,394.80
	運動公園	2	172,054.27	2	172,054.27	2	172,054.27
特殊公園	2	121,007.30	2	121,007.30	2	121,007.30	
緑 地	74	196,585.79	74	198,304.51	74	198,304.51	
緑 道	4	29,492.29	4	29,492.29	4	29,492.29	
広場公園	4	3,155.25	5	3,795.10	5	3,795.10	
2 都市公園以外の公園	214	424,332.46	214	423,978.50	216	423,982.48	
小公園等	171	44,345.15	172	44,129.24	174	44,133.22	
未告示公園	43	379,987.31	42	379,849.26	42	379,849.26	
合 計	701	2,770,068.73	709	2,787,531.96	711	2,787,535.94	

(注) 1 スポーツ振興課が管理する公園（近隣公園1か所）、保健衛生課が管理する公園（特殊公園2か所）を除く。

2 公園数及び面積は、年度末の数値である。（ただし、18年度は9月30日現在の数値）

3 「都市公園」とは、都市公園法第2条第1項に基づき設置された公園であり、その区分及び機能は次のとおりである。

区 分		機 能	1 か所当たり 標準面積 (ha)
住区 基幹 公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	10~50
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	15~75
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓地公園等の特殊な公園		
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地		0.1以上
緑 道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とした植樹帯及び歩行路又は自転車路		
広場公園	主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置される公園		

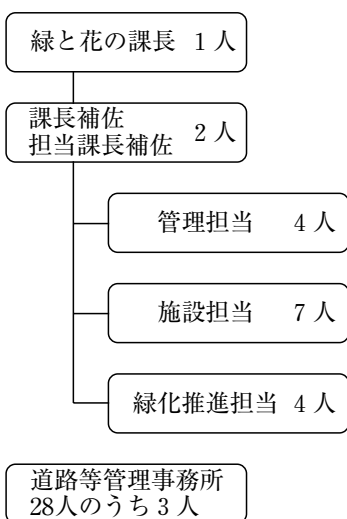
4 「都市公園以外の公園」のうち「小公園等」とは、500㎡未満の小公園及び小緑地であり、「未告示公園」とは整備中で供用開始していない公園や斜面緑地などである。

2 公園・緑地の管理体制

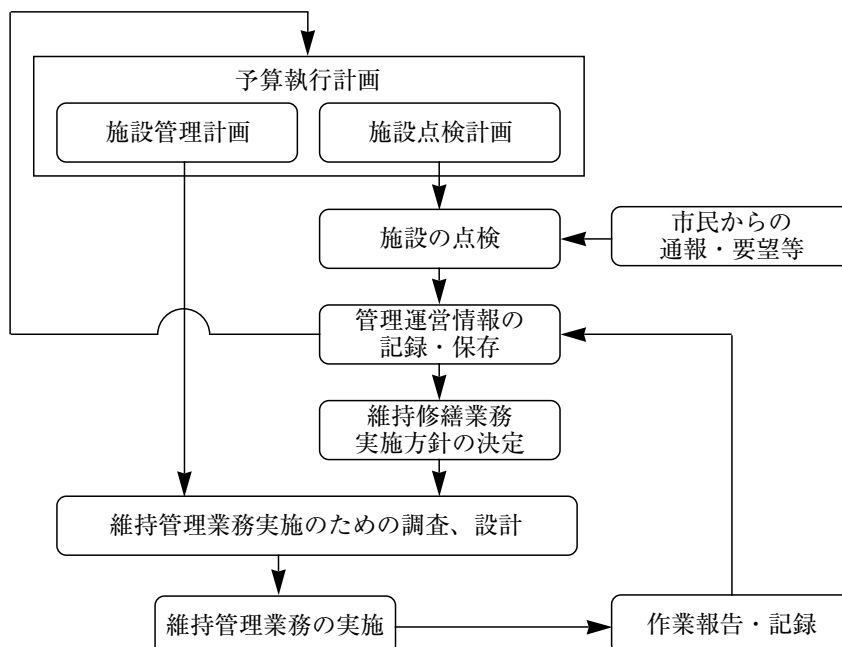
公園・緑地管理の使命は、公園・緑地の機能を安全かつ快適に維持・保全することを基本として、魅力的な都市環境づくりやコミュニティの醸成など住民の新たな活動拠点とすることにあると言われている。

本市における公園・緑地の管理運営は、緑と花の課及び道路等管理事務所が中心となって行っている。

(組織図)



(管理運営の模式図)



(管理運営の状況)

ア 施設管理計画及び施設点検計画

公園・緑地の管理運営は、予算執行計画としての定例的な施設管理計画（植物管理、施設設備管理、清掃管理）や施設点検計画を基に、市民からの通報・要望等を勘案しながら実施している。

なお、公園・緑地の管理に関する基本計画や中期的な管理実施計画が定められていないこともあり、管理運営は市民からの通報・要望等への対応が中心となっている。

イ 施設の点検、維持管理業務の実施

施設の日常点検は、月1度の巡回を基本とし、(財)金沢まちづくり財団（以下「まちづくり財団」という。）へ業務委託している。また、臨時的な点検としては、専門家による遊具劣化点検、施設担当による市民から通報・要望等を受けての現地調査点検を実施している。

一方、定例的な植物管理や施設設備管理、清掃管理のほか、臨時的な市民通報・要望等への対応などの施設管理業務の多くは民間業者への委託等により実施されている。

ウ 管理運営情報の記録・保存

公園・緑地の財産管理に関する情報は、都市公園法第17条に基づく都市公園台帳で管理されており、図面以外は電子情報化されている。

また、公園・緑地の維持管理に関する情報は、愛護団体の状況については都市公園台帳に記載されているが、施設修繕や樹木剪定等の実施記録は都市公園台帳に記載はなく、公園ごとの整理はなされていない。

このほか、市民からの要望等は、漏れなく要望（連絡）処理表に記録し受付順に保存するとともに、一部電子情報化され、対応状況を課員が把握できるように情報の共有化を図っている。しかしながら、この情報も公園ごとの整理はなされていない。

このように、公園管理に必要な情報は個々に蓄積されているが、管理運営の基本情報として公園ごとに総合的かつ有機的に整理されておらず、情報の高度かつ多面的な利用が困難な状況となっている。

3 公園・緑地の維持管理業務の実施状況

公園・緑地の維持管理業務には、植物管理（除草・清掃、芝生管理、樹木管理）、施設設備管理（点検・修繕等）、清掃管理などがあり、市民に最も身近な街区公園における維持管理業務の実施及び市民の通報・要望等への対応についての状況は以下のとおりである。

(1) 街区公園の維持管理業務

街区公園における主な維持管理業務とその実行主体は次のとおりとなっている。

区 分		緑と花の課	実 行 主 体			
			(財)金沢 まちづくり 財団	道路等管理 事務所	業 者	愛護団体
植 物 管 理	① 除草・清掃	総 括 管 理			○	○
	② 芝生管理				○	
	③ 樹木管理				○	
施設設備管理	④ 施設設備点検・安全管理		○ (日常点検)		○ (遊具点検)	○ (簡易)
	⑤ 施設設備修繕		○ (簡易)	○ (簡易)	○	
清 掃 管 理	⑥ トイレ清掃				○	○
	⑦ 除草ごみ処理			○ (北・中部)	○ (南部)	

(注) 1 「愛護団体」とは、除草・清掃等の公園愛護事業を委託している周辺の町内会若しくは自治会又は地域住民で組織される団体をいう。

2 「① 除草・清掃」には、ごみや落ち葉の撤去を含む。

① 除草・清掃

除草・清掃に関しては、愛護団体に委託している公園、愛護団体及び業者委託を併用している公園、業者に委託している公園の3形態があり、その内容は次のとおりであるが、形態の選定基準や目標は特に定められていない。

ア 愛護団体のみに委託している公園

愛護団体には除草年3回程度、清掃月1回程度の実施を委ねている。

イ 愛護団体及び業者委託を併用している公園

愛護団体のみの管理が原則であるが、愛護団体の要望や公園の状況等を勘案し、一部業者に委託しており、業者が年2～4回の除草・清掃を行っている。

業者委託の併用は、愛護団体からの要望を受けて行っており、その明確な基準は定められていない。

ウ 業者に委託している公園

愛護団体が管理していない公園は業者委託により年3回(基本)の除草・清掃を行っている。

② 芝生管理

芝生のある公園(街区公園は73か所)については、業者に年2～3回の芝刈、施肥などの管理を委託している。

③ 樹木管理

生長しやすい樹種や生垣、市民から苦情の多い樹木は業者に維持管理委託(街区公園は59か所)している。

また、生長し過ぎた樹木の剪定や枯木撤去・補植等は市民からの要望等を受けて現地確認し、必要と認めるときは業者に発注し実施している。

④ 施設設備点検・安全管理

ア 日常点検

遊具類や施設(照明灯、柵、ベンチ、水道等)の日常点検は、まちづくり財団に委託しており、財団職員が月1回(冬期12～2月除く)、公園を巡回し、市が作成した安全点検マニュアルに沿って目視、触診、打診などの点検を行っている。

イ 遊具点検

設置後10年以上が経過した遊具のうちブランコ、滑り台、ジャングルジム、うんてい、シーソー等の遊具については、本年度から(社)日本公園施設業協会に委託し、年1回専門家による点検を実施している。その内容は専門技術者が目視、触診、打診、用具・測定器具を用い、協会が規定する「遊具の安全に関する規準」との適合性と遊具の劣化状況を把握するものである。

ウ 安全管理

愛護団体は、遊具、施設に損傷があった場合、市に通報することになっている。

まちづくり財団や(社)日本公園施設業協会は、受託契約に基づく点検の結果、遊具等の使用禁止措置が必要と判断したときは、使用禁止テープで囲むなど危険防止のための措置をとり、速やかに緑と花の課に報告している。

また、公園利用者からも施設の損傷に関する情報提供が得やすいよう、看板で連絡先を案内するとともに、公園の安全な使用を啓発する子ども向けの看板を設置している。

⑤ 施設設備修繕

市民、委託業者、愛護団体から施設の損傷等について報告があったときは、現地確認を行い、専門業者に修繕工事を委託している。

ただし、軽微で画一的な修繕については、道路等管理事務所やまちづくり財団が行うこととしており、道路等管理事務所では破損した車止めの撤去及び設置、看板の設置及び修繕などを、また、まちづくり財団では日常点検で修繕が必要とされた事項のうちブランコチェーンの取替えや遊具の塗装等を行っている。

⑥ トイレ清掃

愛護団体に週2回程度の清掃、消耗品の補充等を委ねており、愛護団体が管理していないトイレについては業者に委託している。(2週間で3回程度)

街区公園391か所のうち、トイレのある公園は83か所(21.2%)であり、そのうち愛護団体によるトイレ清掃は16年度から始めたこともあり21か所(25.3%)となっている。

⑦ 除草ごみ処理

愛護団体が除草したごみは、北部・中部地区については道路等管理事務所が、南部地区については業者が回収している。

(2) 市民の通報・要望等への対応

市民からの通報・要望等は要望（連絡）処理表を作成し、重要なものは課長まで報告した上、必要に応じ、現地確認、相談者との協議を行い、対応している。

市民からの通報・要望件数とその対応状況は次のとおりである。

(平成18年9月末現在)

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	要望件数	対応済件数	要望件数	対応済件数	要望件数	対応済件数
① 維持管理に関する要望等	1,617	1,617	1,680	1,680	1,165	1,149
② 改善への要望・意見等	190	98	246	126	149	105
合 計	1,807	1,715	1,926	1,806	1,314	1,254

「①維持管理に関する要望等」には、樹木の剪定、遊具・照明灯・トイレ等の施設の損傷に関するものなどが多く、ほぼすべてが対応済みとなっている。

「②改善への要望・意見等」のうち主なものは、

- ・施設の充実にに関する要望等（遊具等施設の設置・更新、広場改良など）
- ・利用者のマナーに関する要望等（犬のふんやごみの投棄、ゴルフ練習等）

であり、「施設の充実にに関する要望等」について未対応となっているものが多いが、予算の制約もあり、順次対応している。

また、「利用者のマナーに関する要望等」への対応として、公園内にマナー向上を呼びかける看板の設置などを行うほか、一部の公園では地域住民と連携し、犬の飼い主に啓発チラシを配布したり、不法投棄されたごみの回収や巡回パトロールを行っている。

4 公園・緑地の維持管理における市民との協働

町内会等の地域コミュニティ団体が行う公園愛護事業を中心として、公園・緑地の維持管理における市民との協働が展開されている。

(1) 公園愛護事業

ア 概要

管理の適正化及び地元住民の公園に対する愛護思想の普及を図るため、愛護団体（周辺の町内会若しくは自治会又はその他の地域住民で組織される団体）に次の業務等の実施を委ねている。

- ・公園内及びその外周の清掃及び除草
- ・公園内に設置された遊具、施設の損傷箇所についての通報
- ・公園内の美化及び良好な公園の利用についての啓発
- ・公園内に設置されたトイレの清掃（16年度から）

イ 愛護団体及び愛護公園数の推移

18年9月末現在の愛護団体は304団体、愛護公園（愛護団体が管理に関与している公園をいう。）は398か所であり、近年、団体数及び公園数ともに増加傾向にある。

(平成18年9月末現在)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
1 愛護団体数	296	298	304	
2 愛護公園数	382	385	398	
内 訳	愛護団体のみ	223	239	234
	愛護団体と業者委託併用	159	146	164
3 トイレ愛護団体数	17	20	27	
トイレ愛護公園数	17	20	27	

ウ 愛護団体への委託状況

愛護団体への委託は街区公園、近隣公園、緑地又は小公園など身近な公園で実施されている。このうち、住民に最も身近な街区公園では、全体391か所のうち愛護団体が管理している公園が264か所（愛護団体のみ137か所、愛護団体と業者委託併用127か所）と全体の67.5%にのぼっているが、近隣住民による愛護活動が行われていない公園が127か所残されている。

エ 愛護活動活性化のための取組み

16年度から地域の模範として活動している人を公園サポーターとして認定し、ジャンパーを授与している。また、新たに18年度は愛護活動の拡大・充実を図る支援メニュー（樹木管理講習、花壇づくり、遊具点検講習）を作成し、募集を開始している。

(2) その他の市民との協働

地域コミュニティ団体を中心とした愛護事業のほかに、ボランティア団体等が自主的に管理運営を行う公園里親（アダプト）制度、額谷ふれあい公園における果樹園での「マイりんごサポーター事業」、卯辰山公園での不法投棄ごみの回収などが実施されている。

5 公園・緑地の維持管理に関する財務事務

公園維持管理経費の節減・効率化に努めており、公園数や公園面積が増加しているにもかかわらず維持管理経費は減少している。

(単位 円)

区 分	平成16年度	対前年度 比 (%)	平成17年度	対前年度 比 (%)	平成18年度
1 人件費	122,400,602	△ 4.9	136,810,413	11.8	74,073,780
2 植物管理等 維持管理委託 (除草・清掃・芝生管理・樹木剪定等)	195,815,034	1.6	182,493,150	△ 6.8	172,715,073
公園愛護団体委託 (除草・清掃、トイレ清掃等)	10,507,980	7.5	10,734,780	2.2	11,280,360
樹木臨時剪定、枯木撤去・補植等	56,416,920	4.1	47,562,900	△ 15.7	26,986,575
樹木害虫防除委託	15,827,000	6.4	15,810,100	△ 0.1	9,128,650
3 施設管理、清掃管理等					
光熱水費	47,379,138	△ 8.0	46,345,496	△ 2.2	20,206,945
まちづくり財団管理委託 (施設点検、卯辰山公園等一部除草清掃等)	24,007,432	△ 4.1	23,843,006	△ 0.7	23,133,000
遊具点検業務委託	—	—	—	—	10,150,350
トイレ清掃委託	19,897,500	△ 12.1	16,453,500	△ 17.3	16,495,500
施設修繕等	98,514,695	△ 5.6	98,923,071	0.4	62,832,440
その他	17,529,768	△ 16.5	16,284,339	△ 7.1	12,173,825
合 計	608,296,069	△ 2.6	595,260,755	△ 2.1	439,176,498

(注) 1 18年度は9月30日現在の金額である。

2 公の施設（市民野球場、卯辰山公園健康交流センター千寿閣等）の管理委託・指定管理に関する経費、公園リニューアル経費を除く。

6 監査の結果

公園・緑地の維持管理は適切に行われており、それに係る財務事務についても適正に執行されていると認められた。

7 監査結果に添える意見

本市における公園・緑地の管理運営がこれまでも増して効率的かつ効果的に行われるよう次の事項を意見として申し添える。

- (1) 公園・緑地の管理に必要な諸々の情報を総合し高度利用を図るとともに、公園・緑地ごとの管理目標や標準的な維持管理水準などを明確化し、計画的な管理や予防保全に積極的に取り組むことで、公園・緑地の安全かつ快適な利用を推進することが望まれる。

(2) 地域コミュニティ団体や企業など多様な主体へ公園・緑地の愛護を呼びかけ、愛護活動の活性化を図りながら、公園・緑地の維持管理における市民との協働をより一層推進することが望まれる。

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成19年1月11日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 上 田 忠 信
 金沢市監査委員 増 江 啓

1 監査対象

(1) 金沢市立十一屋小学校校舎改良工事
 教育委員会 教育総務課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契約 年月日	着工 年月日	竣工 (契約) 年月日	監査 期 間	実査 年月日
十一屋町 3番45号	高田・大日土建 特定建設工事共同企業体 (公募型指名競争入札)	198,975,000 円	平成18年 6月27日	平成18年 6月27日	平成18年 10月26日 〔平成18年〕 10月30日	平成18年 8月7日 ～ 平成18年 12月25日	平成18年 9月11日 平成18年 11月13日

(2) 観音堂上辰巳線道路築造工事
 都市整備局土木部 道路建設課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契約 年月日	着工 年月日	竣工 (契約) 年月日	監査 期 間	実査 年月日
赤土町、観音堂 町、二ツ寺町地 内	今井建設(株) (指名競争入札)	75,643,050 円	平成18年 6月2日	平成18年 6月2日	平成18年 10月25日 〔平成18年〕 10月31日	平成18年 8月7日 ～ 平成18年 12月25日	平成18年 8月30日 平成18年 11月14日

(3) 小立野古府線跨線橋築造工事（海側上部工）
 都市整備局土木部 道路建設課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契約 年月日	着工 年月日	竣工 (契約) 年月日	監査 期 間	実査 年月日
西金沢3丁目 地内	(株)ピーエス三菱 (公募型指名競争入札)	304,500,000 円	平成17年 9月21日	平成17年 9月21日	平成18年 11月6日 〔平成18年〕 11月30日	平成17年 11月4日 ～ 平成18年 12月25日	平成18年 8月8日 平成18年 11月17日

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江 啓

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

(1) 設計に関する事項

設計及び設計内容については、適正と認められた。

(2) 施工に関する事項

施工、施工管理及び検査については、適正に執行されていた。

(3) 事務手続に関する事項

契約等の事務手続については、適正に執行されていた。

●金沢市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成19年1月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団 体 名	所 在 地	所 管 局 課
金沢・健康を守る市民の会	金沢市大手町3番23号	福祉健康局健康推進部保健衛生課
財団法人金沢国際交流財団	金沢市本町1丁目5番3号	都市政策局文化スポーツ部国際文化課

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江 啓

3 監査の範囲

平成17年度の出納その他の事務(ただし、必要と認められた平成16年度の事務を含む。)

4 監査の期間

平成18年8月25日から同年12月25日まで

5 監査の方法

監査は、出資団体の事業の運営が出資目的に沿って行われているか、補助金を受けている団体の当該補助金に係る収支の会計経理が適正かどうかを主眼として、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、事業の実施状況、経営成績、財政状態及び経理状況についての精査を行うとともに、関係帳票の照合、通査及び関係職員からの説明聴取により、出納その他の事務の合規性について行った。

主な監査資料

金沢・健康を守る市民の会	収支予算書、予算執行状況表、収支決算書、経費支出伺、収入支出予算差引簿、普通預金通帳、規約
財団法人金沢国際交流財団	総勘定元帳、支払伝票、振替伝票、支出負担行為何兼命令書、現金出納簿、普通預金通帳、寄付行為、財務規程、事務処理規程

6 監査の結果等

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

金沢・健康を守る市民の会

1 金沢・健康を守る市民の会の概要

(1) 設立及び目的

金沢・健康を守る市民の会は、市民が自主的に健康に対する認識を高め、自らの健康管理意欲を喚起し、地域保健衛生活動を活発に展開し、もって明るく健康で文化的な金沢市の実現を図ることを目的として、昭和48年に設立された法人格を有していない団体である。

(2) 本市との関係

ア 補助金の交付

本市は、平成17年度において、金沢・健康を守る市民の会活動費補助金として、地区衛生組織育成事業、いきいき健康まちづくり事業など6事業に対し、一般会計から7,924,000円、国民健康保険費特別会計から8,300,000円の合計16,224,000円を交付している。

イ 18年7月末現在、本市福祉健康局長が相談役を、本市保健所長及び泉野・元町福祉健康センター所長が顧問をそれぞれ務めている。

2 事業の実施状況

平成17年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

(単位：円)

区 分	内 容	事業費																																																												
健康推進委員研修事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康推進委員2,247人を委嘱 新任健康推進委員研修「健康講座」を3回実施 健康プラザ大手町、保健所すこやかホール(延べ235人参加) 大会・学会等へ関係者を派遣 第9回地域保健全国大会(三重)、日本栄養改善学会(徳島)、中日本地区高齢者体力づくり指導者講習会(長野) 	645,640																																																												
健康づくりフェア開催費	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計(健康づくりフェア)へ繰出し 	1,000,000																																																												
地区衛生組織育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 蠅、蚊駆除用乳剤の一斉散布を奨励 購入費を一部助成 ミニ健康フェアを地域で開催 芳斉地区(200人)、額校下(160人) 職員費 プロパー事務員、臨時看護師 	9,405,028																																																												
いきいき健康まちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> モデル地区において、いきいき健康教室を開催 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>1年目地区</th> <th>回数</th> <th>参加者(人)</th> <th>2年目地区</th> <th>回数</th> <th>参加者(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長坂台</td> <td>6</td> <td>83</td> <td>扇台</td> <td>7</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>瓢箪</td> <td>8</td> <td>213</td> <td>犀川</td> <td>7</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>浅野</td> <td>6</td> <td>158</td> <td>材木</td> <td>7</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>二塚</td> <td>7</td> <td>278</td> <td>栗崎</td> <td>7</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>押野</td> <td>7</td> <td>142</td> <td>西南部</td> <td>8</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>長土堀</td> <td>7</td> <td>259</td> <td>中村</td> <td>7</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>諸江</td> <td>7</td> <td>139</td> <td>味噌蔵</td> <td>10</td> <td>297</td> </tr> <tr> <td>戸板</td> <td>7</td> <td>205</td> <td>薬師谷</td> <td>7</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>西</td> <td>9</td> <td>187</td> </tr> </tbody> </table> <p>※講師謝礼金、交通費、食材料、会場使用料など</p>	1年目地区	回数	参加者(人)	2年目地区	回数	参加者(人)	長坂台	6	83	扇台	7	187	瓢箪	8	213	犀川	7	100	浅野	6	158	材木	7	247	二塚	7	278	栗崎	7	193	押野	7	142	西南部	8	244	長土堀	7	259	中村	7	142	諸江	7	139	味噌蔵	10	297	戸板	7	205	薬師谷	7	171				西	9	187	3,158,293
1年目地区	回数	参加者(人)	2年目地区	回数	参加者(人)																																																									
長坂台	6	83	扇台	7	187																																																									
瓢箪	8	213	犀川	7	100																																																									
浅野	6	158	材木	7	247																																																									
二塚	7	278	栗崎	7	193																																																									
押野	7	142	西南部	8	244																																																									
長土堀	7	259	中村	7	142																																																									
諸江	7	139	味噌蔵	10	297																																																									
戸板	7	205	薬師谷	7	171																																																									
			西	9	187																																																									
体力増進啓蒙事業	<ul style="list-style-type: none"> モデル地区以外で校下単位等で健康づくり事業を実施 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>回数</th> <th>参加者(人)</th> <th>区 分</th> <th>回数</th> <th>参加者(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康教室</td> <td>22</td> <td>1,216</td> <td>減塩食講座・米消費拡大講習会</td> <td>36</td> <td>873</td> </tr> <tr> <td>体力づくり教室</td> <td>39</td> <td>1,224</td> <td>食生活見直し教室</td> <td>6</td> <td>98</td> </tr> </tbody> </table> 健康づくり器具・体力測定診断器具を貸出 	区 分	回数	参加者(人)	区 分	回数	参加者(人)	健康教室	22	1,216	減塩食講座・米消費拡大講習会	36	873	体力づくり教室	39	1,224	食生活見直し教室	6	98	1,870,978																																										
区 分	回数	参加者(人)	区 分	回数	参加者(人)																																																									
健康教室	22	1,216	減塩食講座・米消費拡大講習会	36	873																																																									
体力づくり教室	39	1,224	食生活見直し教室	6	98																																																									
健康づくり講演会費	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり講演会を開催 (11月27日 健康プラザ大手町開館式典に併せ実施 約300人参加) 	758,465																																																												
合 計		16,838,404																																																												

(2) 特別会計

(単位：円)

区 分	内 容	事業費
健康づくりフェア開催費	・第27回健康づくりフェアを開催 (4月8、9日 健康プラザ大手町 2,156人参加) 健康ひろば、健康料理、健康体験、健康相談、在宅介護、体力測定、血液・尿検査、骨密度・動脈硬化度測定、情報ルーム、お楽しみ広場、モデル地域活動紹介など多彩なコーナーを開設し、市民の健康づくりを推進	3,852,582

3 収支状況

平成17年度の収支状況を前年度と比べると、次のとおりである。

(1) 一般会計

(単位：円)

科 目	平成17年度	平成16年度	増 減
収入の部			
会 費	700,000	700,000	0
補 助 金	16,224,000	16,903,000	△ 679,000
雑 収 入	58,000	58,056	△ 56
当期収入合計 (A)	16,982,000	17,661,056	△ 679,056
前期繰越収支差額	518,837	542,545	△ 23,708
収入合計 (B)	17,500,837	18,203,601	△ 702,764
支出の部			
健康推進委員研修事業	645,640	538,600	107,040
報 償 費	71,400	-	71,400
旅 費	527,240	435,600	91,640
需 用 費	47,000	103,000	△ 56,000
健康づくりフェア開催費	1,000,000	1,000,000	0
繰 出 金	1,000,000	1,000,000	0
地区衛生組織育成事業	9,405,028	9,055,399	349,629
報 償 費	5,705,289	5,256,806	448,483
需 用 費	2,103,100	1,938,888	164,212
役 務 費	199,830	181,790	18,040
賃 借 料	98,020	121,660	△ 23,640
助 成 費	1,221,064	1,374,610	△ 153,546
備品購入費	67,725	171,645	△ 103,920
雑 費	10,000	10,000	0
いきいき健康まちづくり事業	3,158,293	4,292,383	△ 1,134,090
報 償 費	1,787,843	2,295,057	△ 507,214
旅 費	218,380	294,280	△ 75,900
需 用 費	836,920	1,297,026	△ 460,106
役 務 費	99,000	138,000	△ 39,000
賃 借 料	216,150	268,020	△ 51,870
体力増進啓蒙事業	1,870,978	1,786,975	84,003
報 償 費	1,133,900	928,800	205,100
旅 費	-	15,000	△ 15,000
需 用 費	365,658	303,370	62,288
賃 借 料	163,800	184,275	△ 20,475
備品購入費	207,620	355,530	△ 147,910

健康づくり講演会費	758,465	1,011,407	△	252,942
報 償 費	-	55,555	△	55,555
需 用 費	603,202	727,402	△	124,200
委 託 料	140,763	210,000	△	69,237
役 務 費	14,500	14,980	△	480
賃 借 料	-	3,470	△	3,470
当期支出合計 (C)	16,838,404	17,684,764	△	846,360
当期収支差額 (A) - (C)	143,596	△ 23,708		167,304
次期繰越収支差額 (B) - (C)	662,433	518,837		143,596

(2) 特別会計

(単位：円)

科 目	平成17年度	平成16年度	増 減
収入の部			
会 費	1,681,000	1,665,000	16,000
繰 入 金	1,000,000	1,000,000	0
助 成 金	750,000	750,000	0
寄 付 金	90,000	90,000	0
雑 収 入	14	18	△ 4
当期収入合計 (A)	3,521,014	3,505,018	15,996
前期繰越収支差額	1,598,541	1,597,586	955
収入合計 (B)	5,119,555	5,102,604	16,951
支出の部			
報 償 費	244,826	128,211	116,615
旅費交通費	299,820	384,400	△ 84,580
需 用 費	3,277,096	2,961,912	315,184
役 務 費	30,840	29,540	1,300
予 備 費	-	-	-
当期支出合計 (C)	3,852,582	3,504,063	348,519
当期収支差額 (A) - (C)	△ 331,568	955	△ 332,523
次期繰越収支差額 (B) - (C)	1,266,973	1,598,541	△ 331,568

4 補助金の交付状況

平成17年度における補助金の交付状況は、次のとおりである。

(単位：円)

名 称	補助対象経費	補助金交付額
金沢・健康を守る市民の会活動費補助	16,838,404	16,224,000

5 監査の結果

金沢・健康を守る市民の会の事業実施状況等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。
 なお、次の改善すべき事項を適正に処理されたい。

(1) 金沢・健康を守る市民の会

財務会計事務の規程が整っておらず、見積書の徴収漏れなど契約手続の不備や後年度に属する経費の支出、立替払などが見受けられるので、改善するとともに財務会計事務の適正を期す必要がある。

(2) 福祉健康局健康推進部保健衛生課、市民局保険年金課

市補助事業の財務会計事務について、適時適切な指導監督を行う必要がある。

財団法人 金沢国際交流財団

1 財団法人 金沢国際交流財団の概要

(1) 設立及び目的

当財団は、金沢を中心とした地域において、地域の特性を生かし、活力にあふれた国際交流活動を実施することにより、金沢のより一層の発展に寄与するとともに、市民レベルの相互理解と友好親善の促進を図り、もって普遍的な国際平和に寄与することを目的として平成元年4月1日に設立されたものである。

(2) 本市との関係

ア 基本金の出資

本市は、財団の設立に際して、2,000万円を出捐している。

イ 補助金の交付

本市は、平成17年度において、次のとおり総額1億630万4,111円の補助金を財団に交付している。

(ア) 国際交流事業補助金として、事務局経費、各種事業に対して57,779,024円を交付。

(イ) 英語普及事業補助金として、英語普及事業に対して48,525,087円を交付。

ウ 18年7月末現在、本市派遣職員は1名である。

2 事業の実施状況

平成17年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分		事 業 内 容	事業費
情報サービス事業	情報収集提供	1 日本語および外国語の図書・雑誌の購入132冊	12,521,814
		2 KIEFひろば図書・雑誌貸出し実績138冊	
3 各国ビデオ、CD、カセットの貸出し実績51本			
4 「KIEFニュース」の発行 No.51,52,53 和/英各1,800部			
国際理解事業	国際交流まつり	「国際交流まつり2005」市役所庁舎前広場 10月1、2日 来訪者15,000名 主催：国際交流まつり2005運営委員会 6月14日～10月27日 全5回開催 関連団体32団体/事務局：金沢国際交流財団内	5,704,889
	国際交流員活動	国際交流員 ラブグローブ、パウエルズ、張、ヴァスコンセロス 1 「春の卵パーティー」 4月17日 15名 2 「Let's Cook Japanese Food!!」 5月29日 9名 3 「Tea Time Chat」 ・6月29日 13名 ・8月29日 12名 ・9月15日 11名 ・10月27日 5名 ・12月20日 5名 4 「アンコール! フェイジョアータ・ブラジル料理講座」 8月20日 13名 5 「ミーケとベルギー映画を楽しもう!」 9月29日 11名 6 「ボサ・ノヴァの夕べ」 10月15日 23名 7 「Kanazawa Tour」 11月19日 15名 8 「韓国語 はじめの一步」 1月28日 38名 9 「ケイティとバレンタイン・パーティー!!」 2月5日 17名 10 「ボンデケージョ・チャット」 2月24日 11名	904,120
	英語普及事業	優秀な英語指導講師を安定的に確保するため、国際交流財団職員として12名を雇用し市内小中学校に派遣。	48,525,087

多 文 化 共 生 事 業	多文化共生まちづくり事業	多文化共生まちづくり事業 プログラム・オフィサー：阿部一郎氏 1 「フェイスプロジェクト インタビューアーワークショップ」 ・4月23日 21名 ・5月12日 30名 ・6月27日 18名 ・7月9日 12名 2 「多文化共生合宿PART1」 7月2日-3日 18名 3 「21世紀の隣人たち～ともに生きる“私たち”～」 メッセージ展 10月1日-6日 2,200人 4 「語り場1～3」 ・10月1日 15名 ・10月2日 15名 ・10月5日 12名 5 「お茶の時間1・2」 ・10月1日 15名 ・10月6日 12名 6 「フェイスプロジェクトホームビジット」 10月23日 7組35人 7 「多文化共生合宿PART2」 10月29日-30日 12名 8 「多文化共生フォーラム」・1月9日 105名 ～21世紀の隣人たちとつくろう 金沢の未来～ 9 「コスモスで学ぶ子どもたち」 3月4日 17名 ～金沢市立野町小学校の日本語教室の今～ 10 「21世紀の隣人たち」メッセージ巡回展	6,980,767
	留 学 生 支 援	私費留学生の国民健康保険料助成 17年度：7大学1専門学校 被助成者：746名 11,048,115円 病気療養見舞金支給制度 3件 30,000円 2大学	11,078,115
団 体 等 活 動 支 援 事 業	活 動 支 援	助成事業実施要綱による団体助成 石川インドネシア友好協会など、14団体 14件 809,000円	809,000
	連 携 推 進	第1回国際交流団体連絡会 ：6月14日 30団体出席（加盟70団体） 第2回国際交流団体連絡会 ：3月11日 32団体出席（加盟69団体） 共催・後援など 「留学生とつくる私たちのまち・くらし」など12件 北陸都市国際交流連絡会総会出席 主催：富山市 7月6・7日 12都市9協会19名 エルダーホステル受入 6月5日 11組23名	134,722
	ボ ラ ン テ ィ ア 育 成 事 業	財団ボランティア説明会実施 ・4月16日 33名 ・6月4日 13名 ・9月3日 12名 その他 KIEF全事業にて随時ボランティアが活躍 年間84名	4,349,434
合 計			91,007,948

3 収支状況

平成17年度の収支状況を前年度と比べると、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	平成17年度	平成16年度	増 減
収入の部			
基本財産運用収入	5,000	14,000	△ 9,000
国際交流基金運用収入	1,403,400	1,401,400	2,000
事業収入	78,500	164,400	△ 85,900
補助金等収入	106,304,111	55,788,654	50,515,457
雑 収 入	7,319	7,001	318
当期収入合計	107,798,330	57,375,455	50,422,875
前期繰越収支差額	0	0	0
収入合計	107,798,330	57,375,455	50,422,875
支出の部			
管 理 費	16,790,382	16,790,734	△ 352
職 員 費	3,745,255	3,663,372	81,883
運 営 費	13,045,127	13,127,362	△ 82,235
事 業 費	91,007,948	40,584,721	50,423,227
情報サービス事業	12,521,814	12,493,832	27,982
国際理解事業	55,134,096	8,477,401	46,656,695
多文化共生事業	18,058,882	14,183,741	3,875,141
団体等活動支援事業	5,293,156	5,429,747	△ 136,591
予 備 費	0	0	0
当期支出合計	107,798,330	57,375,455	50,422,875
当期収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0

4 財政状態

平成17年度の財政状態を前年度と比べると、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	平成17年度	平成16年度	増 減	科 目	平成17年度	平成16年度	増 減
(資産の部)				(負債の部)			
1 流動資産	5,406,852	1,785,762	3,621,090	1 流動負債	5,406,852	1,785,762	3,621,090
(1)現金預金	5,294,136	1,750,394	3,543,742	(1)未払金	992,883	610,133	382,750
(2)未収金	112,716	35,368	77,348	(2)預り金	4,413,969	1,175,629	3,238,340
				負 債 合 計	5,406,852	1,785,762	3,621,090
2 固定資産	231,000,000	231,000,000	0	(正味財産の部)			
基本財産	20,000,000	20,000,000	0	1 正味財産	231,000,000	231,000,000	0
(1)定期預金	20,000,000	20,000,000	0	(1)うち基本金	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
国際交流基金	211,000,000	211,000,000	0	(2)うち当期正味	(0)	(0)	(△1,070,611)
(1)国債等	211,000,000	211,000,000	0	財 産 増 減 額			
				正味財産合計	231,000,000	231,000,000	0
資 産 合 計	236,406,852	232,785,762	3,621,090	負債及び			
				正味財産合計	236,406,852	232,785,762	3,621,090

5 補助金の交付状況

(単位：円)

名 称	補助対象経費	補助金交付額
国際交流事業補助金	59,273,243	57,779,024
英語普及事業補助金	48,858,754	48,525,087
合 計	108,131,997	106,304,111

6 監査の結果

金沢国際交流財団の運営は、出資目的に沿って行われ、補助金等に係る収支の会計経理はおおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の改善すべき事項を適正に処理されたい。

(1) 財団法人 金沢国際交流財団

収入調定事務や支出統制事務について、財務規程や事務処理規程と一部異なる取り扱いが見受けられるので、適正を期す必要がある。

(2) 都市政策局文化スポーツ部国際文化課

金沢国際交流財団の財務会計事務について適時適切に指導を行う必要がある。

平成19年(2007年)1月11日 印刷
平成19年(2007年)1月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)